# 諸 課 題 検 討 会 記 録

令和８年９月１５日（火）

杉 並 区 議 会

# 目　　次

諸課題検討会の会議記録について　…… 3
願意が満たされた請願・陳情の取扱いについて　…… 3
本会議場での質疑時間や年間持ち時間制度の導入について
(1) 一般質問に関する例規等　…… 4
(2) 一般質問等の各区持ち時間概要　…… 4
各会派の意見調査について　…… 8
次回の開催日程について　…… 9

諸 課 題 検 討 会 記 録

| | |
|---|---|
| 日　　時 | 令和８年９月１５日（火）　　午後４時２０分～午後４時４０分 |
| 場　　所 | 第３・４委員会室 |
| 出席委員<br>（１４名） | 会　長　吉田　あい　　副会長　奥山　たえこ<br>委　員　浅井　くにお　　委　員　富田　たく<br>委　員　小池　めぐみ　　委　員　川原口　宏之<br>委　員　斉藤　りか　　委　員　安田　マリ<br>委　員　松本　浩一　　委　員　ブランシャー明日香<br>委　員　鈴木　ちづる　　委　員　井口　えみ<br>委　員　倉本　みか　　委　員　横田　政直 |
| 欠席委員 | （なし） |
| 委員外出席 | （なし） |
| 出席説明員 | （なし） |
| 事務局職員 | 事務局長　秋吉誠吾　　事務局次長　村野貴弘<br>議事係長　蓑輪悦男　　担当書記　福島伊織<br>担当書記　三宅晋央 |

（午後　４時２０分　開会）

**会長**　諸課題検討会を始めたいと思います。

案件に入る前に、諸課題検討会設置要綱に基づき、７月９日付で脇坂たつや議員が当検討会の委員を辞任され、井口えみ議員が新たに委員に選出されましたので、お知らせします。

《諸課題検討会の会議記録について》

**会長**　初めに、諸課題検討会の会議記録についてですが、６月12日の分について事前に各委員にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**会長**　それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《願意が満たされた請願・陳情の取扱いについて》

**会長**　これより願意が満たされた請願・陳情の取扱いについて、引き続き検討を行います。

願意が満たされた請願・陳情の取扱いについて、委員の皆様、会派の意見を取りまとめていただき、ありがとうございました。集計結果はSideBooksで資料１としてお配りしておりますが、最初に会派ごとに各委員から、御提出いただきました意見について補足等、簡単な御説明をいただければと思います。

それでは、浅井委員からお願いいたします。

**浅井委員**　補足説明、特にありません。

**富田委員**　私のところも書いてあるとおりです。

**川原口委員**　同じく、ここに記載のとおりでございます。

**安田委員**　私たちも、こちらに書いてあるとおりです。

**ブランシャー委員**　私たちの会派も特にございません。

**鈴木（ち）委員**　うちも記載のとおりです。

**井口（え）委員**　私たちの会派も同じです。

**会長**　倉本さんと横田さんはどうでしょうか。

**倉本委員**　記載のとおりです。

**横田委員**　基本的には記載のとおりで、何かルールがあったほうがいいなと。

**会長**　分かりました。ありがとうございました。

次に、各会派の意見について、御質問等がある方は挙手を願います。特にありませんか。――意見、御質問は以上ということで、それでは、本課題の今後の取扱いについて

お話をさせていただきます。

副会長とも相談しましたが、集計結果では、願意が満たされた請願・陳情の取扱いは不採択であるとの意見が多数であり、何らかの統一的な基準を設けるほうがよいとの意見がございました。一方、現行の運用のままでよい、議員の表決権等を制約することはできないとの意見もあり、本検討会では、これ以上の議論は難しいのではないかと思っています。

そのため、ただいまお話しした趣旨から、課題について、本検討会としては一定の整理ができたと考え、各会派からの意見をまとめて議会運営委員会宛てに報告できればと考えていますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**会長**　ありがとうございます。検討報告書の素案ですが、資料２を御覧ください。各会派から提出された資料１の意見調査の集計を主に報告書の体裁にしております。

報告書の内容について、質問、御意見等はございますか。特によろしいでしょうか。

――それでは、報告書の案につきましては、委員の皆様に改めて LINE WORKS にてお知らせいたします。委員の皆様の御意見等を踏まえ、最終的には正副会長に御一任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**会長**　ありがとうございます。それでは、そのように取りまとめさせていただきます。

《本会議場での質疑時間や年間持ち時間制度の導入について》

(1) 一般質問に関する例規等

(2) 一般質問等の各区持ち時間概要

**会長**　続きまして、本会議場での質疑時間や年間持ち時間制度の導入について検討を行います。

まず、事前に皆様にお配りした資料について、事務局から説明をお願いいたします。

**議事係長**　資料３と資料４を御説明させていただきます。

まず、今回、３つ目の課題の検討ということになりますので、最初に確認の意味も含めまして、課題の内容について読ませていただきます。

「本会議場での質疑は会派の人数によって配分されることで公平性が担保されることと考えるため、会派・１人当たりの年間持ち時間制度導入の検討をしていただきたい」というものです。

それでは、資料３、一般質問に関する例規等を御覧ください。課題の文言が「本会議

場での質疑」とありますけれども、本会議での一般質問と代表質問と理解いたしまして、そもそもの根拠規定などを確認のため記載してございます。

まず最初に議会基本条例が書いてございますけれども、御覧のとおり、一般質問、代表質問とも現状実施されている内容が条文として記載されております。

続いて会議規則ですが、会議規則の第80条になります。「議員は、区の一般事務に関し、議事に先立つて質問することができる。」とされています。この「議事に先立つて質問することができる。」という意味ですが、簡単に申しますと、定例会が開かれた際は、議案の上程に優先して、議員は区の行政全般について質問ができるという意味になります。今回の定例会も、この考えに基づいて行われております。

補足になりますけれども、議事に先立って質問ができるという規定ですが、都議会と都内の一部の区市で同様の規定はございますが、全国市議会議長会などの標準の会議規則では、議事に先立ってとの規定はございませんで、それぞれの議会の運用で行われているのかなと存じます。

第49条になりますが、こちら、質問は質疑の規定に準じて２回まで、再質問の規定になります。

第50条ですけれども、「議長は、必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。」との規定がございます。本会議において、この条文に基づき、議長が発言者に対して時間制限を命じたにもかかわらず、その時間を守らなかった場合は会議規則に違反することになります。また、「議長は、必要があると認めるときは」とありますが、何をもって必要と認めるか、議論になるところかと存じます。持ち時間制、時間を制限していくということになりますと、議長のこの権限が強制力を持つところかなと思っております。

続いて、申し合わせ事項に移ります。現在の質問の運用を記載したものです。下線はありませんけれども、「交渉会派は、代表質問を行う権利を有する。」と記載されてございます。

一般質問のところ、(1)「質問時間は再質問を含め、概ね30分程度とする。」。なお、この運用は、遡りますけれども、平成16年頃から行われたと聞いております。代表質問(3)「時間制限はなしとする。」。

続いて、記載の解説書に一般質問の意義など分かりやすく書かれておりますので、こちらのほうで読ませていただきます。

丸の１番目、「一般質問の性格　一般質問とは、議会の議員が当該地方公共団体の行政全般について、執行機関に対し説明を求め、あるいは事実又は所信を質す行為をいう

ものである。議員が当該地方公共団体の行政に関して執行機関に対し何時でも質問し得るものでなければ到底その職責を全うすることはできない。この意味からすれば、議員が質問することができるということは、議員としての当然の権利であるといわなければならない。一般質問は、議題についての疑義を質す質疑とは本質的に異なるものである。」。

丸の２つ目、「代表質問と一般質問との関係　代表質問というのは、地方自治法や会議規則に規定されているものではなく、単に、政党や会派の申し合せによって行われる各々の会派等の代表者による質問をいうものであるが、その性格は、会議規則で定める一般質問である。」ということになります。

資料３の説明は以上になります。

続きまして、資料４、一般質問等の各区持ち時間概要を御覧いただければと思います。一般質問、代表質問の時間について、23区の状況について調査を行いました。

１枚目が一般質問についてですが、大きく３分類してございますが、最初に１人当たりの設定で、こちら５区ございます。千代田区が一番短く15分、杉並が最長でおおむね30分程度となっています。

次の分類ですが、会派人数による積算のグループになりますが、12区ございます。各区によって、時間の決め方は長年の経緯がございますので、ルールの比較はしにくいのですけれども、単位時間に会派人数を掛け、例として台東、品川、大田のように最低時間を設けている区がございます。また、会派人数を掛けた上で基礎時間というんでしょうか、一定時間を加算している区として目黒、渋谷、豊島、葛飾がございます。また、港や大田のように、時間の大枠を決めて会派人数で案分している区もございます。

あと、代表質問と一般質問の時間を共用している区として新宿、大田、世田谷、江戸川などがございます。また、いわゆる一人会派、無所属会派で年間当たりの時間の記載がある区がございます。大田40分、渋谷20分、豊島40分などになります。

３つ目の分類で、年間での回数や時間を設定している区が６区ございます。こちらが最初に申し上げました課題の趣旨に近いと思われますが、それぞれ区のルールを御覧いただければと思います。各区、いろいろルールがありまして比較はしにくいですが、杉並区と比べてどうかなという目線でちょっと計算していただくと分かるかなと思います。

続いて、２枚目の代表質問の一覧を御覧ください。

まず、欄外に記載がございますが、代表質問を行ってない区が６区ございます。また、表には記載ありませんが、定例会は年４回ですが、定例会ごとに代表質問を行っている区が、大田区と北区が記録で確認できました。

それで表の中身ですけれども、分類は３つになりますが、代表質問について制限なしというのは杉並区だけです。他の分類に１会派当たりで設定、あと３つ目のグループですが、会派人数により積算とありますが、それぞれの区のルールは御覧のとおりです。説明のほうは省略させていただきます。

以上で資料の説明は終わります。

**会長**　ありがとうございます。ただいまの説明を受けて、何か御質問等ありますでしょうか。特にありませんか。――分かりました。では、質問はないということです。

それでは、意見交換に移りたいと思います。事務局からの説明を受け、本課題について今の時点の感想でも結構ですし、今後の協議の進め方でも結構です。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

**富田委員**　そもそも、この諸課題の課題の「本会議場での質疑は会派の人数によって配分されることで公平性が担保されることと考えるため」というのが、誰がそういうふうに考えているのかというのが本当に疑問なんですね。何でこんな課題を検討しなければいけないのかと疑問に思っているわけです。

そもそも事務局が提出してくれた資料３の解説のところで、「何時でも質問し得るものでなければ到底その職務を全うすることはできない」、「議員が質問することができるということは、議員としての当然の権利である」というふうに書かれておりまして、今、杉並区議会の一般質問では、特に１回おおむね30分という、おおむねという形ではついていますけれども、回数に制限がついていません。なので、年間４回質問することができます。これは交渉会派も少数会派の皆様もそうです。これが僕は一番公平だと思っているので、会派の人数によって配分されることで公平性が担保されるというのは一般質問には当たらないというふうに思っておりますので、この課題を検討するに当たって、私たちの意見としては、今現在、持ち時間制の導入や回数制の導入ということには反対をいたします。

**会長**　ありがとうございます。ほかに御意見等はありませんでしょうか。

**副会長**　今、富田委員が御指摘しましたけれども、意見として、会派持ち時間にしたほうが公平性が担保されるという話ですが、そうすると、その人たちは、今、現状は何か不公平があると考えているのかなというのが、それがちょっとよく分からないですね。

例えば極端ではないけれども、第１会派の一番人数が多いところは、８人が８人とも一般質問することを全然妨げてはいませんし、それからあと、杉並区議会は実は一般質問をする人数が少ないんですよ。定数の半分ぐらいですけれども、多いところは半分以上やっていますし、議会によっては副議長が一般質問するところもありますので、何を

もって公平性が担保されないというふうに思っているのか。それはおっしゃっている方に意見を聞きたい気もしますが、それは置いておいて、自分たちの意見だけを言えばいいのかなとも思っております。

以上です。

**会長**　ありがとうございます。ほかに意見はございますか。――少数会派の皆さんもいらっしゃいますけれども、皆さん、多分会派を代表して来られている方ばかりだと。会長の立場から言えば、まず皆さん、どうでしょう。一度会派に持ち帰っていただいて、それぞれの会派でまず意見をまとめていただいて、この間のように各会派の意見を取りまとめていただくと。そしてまた、４定あたりで１回皆さん集まっていただいて、この課題について議論を深めていくという進め方にしたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**会長**　ありがとうございます。

《各会派の意見調査について》

**会長**　続きまして、次回の検討会に向けた各会派の意見調査についてです。

本会議場での質問時間や年間持ち時間制度導入について、各委員の考えを調査、集計し、課題や論点を整理した上で次回の検討会を行いたいと考えています。調査項目は、今日いただいた御意見も踏まえて作成したいと思いますが、課題についての現時点での意見を記載していただければと思います。

また、前回の調査と同様に、検討会に参加されていない非交渉会派の方の意見もいただければと思っております。前回は倉本委員に連絡とか取っていただいたので、よろしければ、今回は横田委員のほうからアンケートがある旨、他の会派の皆様に投げかけていただければと思いますが、よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

それでは、ほかの会派の方に投げかけていただいた上で、事務局からアンケートをお願いする形で今回も意見をいただければと考えております。よろしくお願いします。

後日、LINE WORKS のアンケート機能を用いて調査を行いますので、各委員におかれましては、10月16日、大体１か月後ぐらいまでに回答をいただきたいと思います。

このことについて、何か御意見ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**会長**　ありがとうございます。

《次回の開催日程について》

**会長**　最後に、次回の諸課題検討会の開催日程についてです。

第４回定例会の中日の前日の本会議終了後に開催したいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。――それでは、次回の諸課題検討会は、第４回定例会の中日の前日の本会議終了後に開催したいと思います。

日程の詳細については、後日、改めて事務局から御連絡をいたします。

本日の検討会はこれで終了いたします。

（午後　４時４０分　閉会）